平成２４年（フ）第２７６号
宮崎市青島３丁目７番22号
債務者　岩切　年和
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３０７号
埼玉県川口市芝西２丁目26番23号　メゾンドミディ205号、旧住所埼玉県川口市大字東内野562番地の７
債務者　西野　敏明
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６０号
札幌市豊平区中の島２条１丁目１番８号　グランドコーポ中の島501号
債務者　北山　朋子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４７号
金沢市長坂１丁目３番25号　サンパティ長坂102号、従前の住所金沢市金石西３丁目７番32号
債務者　割烹つる六こと　鶴嶋　正裕
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　清隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９０号
愛知県西尾市寄住町佃53番地１　シャトレー西尾102号室
債務者　西黒金型製作所こと　黒野　克己
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
福井市高木中央１丁目1816番地
債務者　塚谷　恒夫
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５９号
山形県鶴岡市羽黒町後田字東46番地
債務者　岡部　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３２１号
茨城県小美玉市部室940番地４
債務者　宮野　明久（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５７号
茨城県那珂市後台2872番地１　メゾンなでしこＡ棟207
債務者　長谷部修弘
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３５９号
茨城県那珂市後台2045番地３　ハウスフル踏青園205号室
債務者　細谷加代子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６５号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目18番31号
債務者　河野　節子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６７号
茨城県水戸市平須町1828番地の325
債務者　庄司　明美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８６号
茨城県水戸市酒門町1032番地　ハウゼミキＡ棟201号、住民票上の住所茨城県水戸市千波町2860番地の４　市営千波原第１住宅１棟１－３号
債務者　瀬尾　恭広
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
茨城県古河市中田2075番地73
債務者　増山　　勉（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１６４号
茨城県下妻市皆葉1637番地36
債務者　清水　榮子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１９６号
茨城県下妻市下木戸183番地１　江戸芳ハイツ202
債務者　髙橋　美穂（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０４号
茨城県古河市上片田1383番地55
債務者　間中　孝夫
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部